

## MarkMonitor サービス

MarkMonitor の全ての製品・サービスに関する当社の運営に関する情報は以下の通りです。  
本文書で「MarkMonitor」とは、注文書で規定する Clarivate の企業体をいいます。

### データ保護及び利用目的

MarkMonitor のブランド保護、著作権侵害対策、ドメインサービス、及び NetResult サービス（以下「サービス」といいます。）を利用する場合、サービスに関連して MarkMonitor 又は MarkMonitor の代理人により入手可能とされるあらゆる個人データ（個人データとは、データ保護法において定義される通りとします。）の取扱において、お客様は以下に従う（ことを表明し、保証する）ものとします。(i) 一般データ保護規則（2016/679）（以下「GDPR」といいます。）並びにこれに従い作られた国内法。及び (ii) その他の同様のプライバシーに関わる国内法（以下総称して「データ保護法」といいます。）

Whois 情報、及び該当する場合 Reverse WHOIS 情報には個人データが含まれることがあり、お客様がその個人データを記録し、使用する範囲において、お客様は、自らがその個人データの（共同管理者ではない）単独の管理者であるものとします。

お客様は以下の「利用目的」にのみサービス（及び Whois 情報、並びに該当する場合は Reverse WHOIS 情報に含まれる個人データ）を使用するものとします。(i) 知的財産権侵害、不正、及びドメインネーム並びに関連するメールアドレスの不適切な使用を調査するため。また、かかる侵害、不正、又は不適切使用に対して強制措置を取るため。(ii) 企業間取引又は金融取引に関係して行われるデュー・デリジェンスの一部としてドメインを管理又は「所有」している法人又は個人を特定するため。(iii) インターネットセキュリティ促進のために、一般的に公正妥当と認められている優れた慣行の原則となるための必要条件を満たすため。

データ保護法により要求される場合、お客様は、Whois 情報及び該当する場合は Reverse WHOIS 情報（サービスに関連してお客様がアクセスしたデータを含む）に含まれる個人データの取扱に関し、正当利益アセスメントを実施するものとし、お客様による取扱がデータ保護法に準拠していることがアセスメントにより確認された場合にのみ、当該個人データを取り扱うものとします。

MarkMonitor が取り扱う個人データに関して、利用可能なサービスのためのプライバシー通知をウェブ上で閲覧することができます。

### サービス

#### 1. 著作権侵害対策サービス

**(a) エビデンス** 当社がお客様に提供するエビデンスは、(i) 宣誓供述書又はその他の妥当な手段によって検証可能であり、(ii) eメール、DVD、その他の合理的な形式でお客様に提供され、(iii) 適切な方法で転送され、(iv) 終了後にバックアップサービスの追加料金を支払うことを条件として、適用法で許容された内容に従って当社によりバックアップ・維持されます。

**(b) 訴訟** 当社は、当社がお客様に提供したエビデンスに関わる訴訟を合理的な範囲で支援します。お客様は、当社の標準的な時間料金と合理的な経費を支払う必要があります。当社の料金及び経費が 7,500.00 ドル（税引き前）を超える可能性がある場合には事前にお客様に通知します。

#### 2. Brand Protection (SaaS)

**(a) Brand Protection (SaaS)** 当社は、インターネット上のブランド侵害を特定するために、年間利用ベースでサービスの複数モジュールを当社クライアントに提供しています。

**(b) モジュール** モジュールは、お客様が所有する 1 つ又は複数のブランド（製品、モデル、検索語、フレーズ、ロゴ、スローガン、キーワード、又はエグゼクティブ名など）と組み合わせて使用できます。お客様は、より関連性の高い望ましい結果の組み合わせを作るために、選択したブランドから成る最大 5 つの修飾子又は順列を使用することができます。

(c) データの可用性 検索されたデータは、ブランド乱用事態の識別のために、分析、分類、及びログ付けを行うことができ、サービス開始日から最大 2 年間アクセスすることができます。

### 3. Brand Protection サービス

(a) Brand Protection 実施サービス 本サービスは、専用のクライアントサービスリソースと、自動及び手動での実施技術の組み合わせとで構成され、ブランド侵害に対処するために個別に又は組み合わせて利用することができます。

(b) クライアントによる指示 お客様からの文書でのリクエストにより、当社は、お客様が自社のブランドを侵害していると考えているウェブサイト及び/又はコンテンツに関して、お客様に代わり具体的な実施活動を試みます。お客様はまた、自動実施イベントを構成する特定の基準と、かかるイベントの発生時に使用される実施内容の種類を指定することもできます。

### 4. フロードキャストイング及びフィッシング対策

当社は、当社の専有テクノロジーと特定のインターネットプロバイダーとの関係を活用して、不正なウェブサイトへのアクセスの遮断、フラグ付け又はエンドユーザへの警告を実施するために、懸念されるフィッシング事態についてのレポートをフロードキャスト（以下「フロードキャスト」といいます。）します。これらのインターネットプロバイダーには、当社がフィッシング対策での関係を維持しているインターネットサービスプロバイダー、eメール及びセキュリティソフトウェアのベンダー、ブラウザプロバイダー、スパムフィルタリングサービスプロバイダーなどが含まれます。お客様からの具体的な承認を受けた時点で、当社は、合意された仕様に従ってお客様より当社に提供された確認済みのフィッシング事態に関連する URL 又はドメイン名を速やかにインターネットプロバイダーにフロードキャストします。

### 5. ドメインサービス

(a) ドメインサービス 当社は、ドメイン名の登録、移管、変更、管理、更新及びその他のドメイン関連サービスを提供します。

(b) 注文 注文は、(i) 注文書の発行、(ii) MarkMonitor ポータルアカウントへのドメイン名の入力、又は (iii) 受信確認付き eメール経由により行うことができます。当社は、要求した情報又は文書をお客様が提出しなかったことを原因として注文日から 120 日を超えてサービスを履行できない場合は、サービスを停止することがあります。その場合、当該サービスを再開するためには、お客様は、新たに別の注文書を提出することが必要となります。

(c) 請求書 当社は、お客様が選択した課金単位で最大 5 件の個別請求書を提出します。発行済請求書の変更リクエストは、追加料金の対象となる場合があります。当社は、お客様が要求するベンダーインボイス方式に対応するよう努めます。当社が上記方式を利用するのに関連する追加費用はお客様に請求されます。

(d) 登録 ICANN 認定のドメイン名レジストラとして、当社は、ジェネリックトップレベルドメイン（以下「gTLD」といいます。）を登録又は更新するためにお客様のスポンサーを務めます。レジストリオペレータが登録又は更新を有効にするまで、当社を通じて登録又は更新された全てのドメイン名は無効です。お客様が自らの名前で登録したドメイン名の使用を第三者にライセンス付与する場合であっても、お客様は依然としてドメイン名の登録上の所有者であり、当社に対するお客様の義務に対して単独で責任を負います。全ての登録は、レジストリオペレータの適用規約及び規則の対象となります。MarkMonitor ポータルにリンクがあります。

(e) レジストラ移管 当社は、レジストリへのレジストラ移管申請の提出と、正常な移管の際に当社のレジストラデータベースにドメイン名を追加する責任のみを負っています。gTLD ドメイン名の登録に関しては、(i) レジストリの WHOIS 記録に示されている登録が作成された日、又は (ii) 他のレジストラから当

社に移管した日から最初の 60 日間は、当社から他のレジストラに移管することはできません。お客様は、お客様の以前のレジストラが要求する移管手続きと、gTLD レジストラ移管に必要となる可能性のある特定の承認書に関して協力する必要があります。お客様によるこれらの手続き処理に遅延があった場合、当社への移管が遅れる可能性があります。お客様の現レジストラが DNS 設定を提供している場合、お客様は、移管申請を開始する前に、お客様の WHOIS 記録を更新して、お客様が管理するその他の DNS サーバー設定を選択することが必要となります。

**(f) 更新 MarkMonitor** ポータルでは、お客様のアカウントに登録されているドメイン名ごとに異なる更新ステータス（即ち、自動更新、手動更新、更新なし）をお客様が設定できるようにします。お客様がポータル内で別の更新ステータスを選択しない限り、デフォルト設定は、全てのドメイン名に対して 2 年間の自動更新となっています。お客様が、gTLD の登録期間満了日の少なくとも 32 日前でかつ ccTLD の登録期間満了日の少なくとも 60 日前に、ポータルを介して自動更新ステータスを無効にすることによって当社に更新しない旨の指示をしない限り、当社は、登録期間が切れるドメインの更新処理を行い、その更新に対してお客様に請求書を発送します。当社は、「更新しない」と設定されているドメイン名のレジストラントを削除又は変更することがあります。ICANN が課している請戻猶予期間中における、削除済ドメイン名の再登録に対しては、150.00 米ドルの再登録手数料が請求されます。サービスの終了時に、当社は、お客様の残りのドメイン名を更新しない設定にすることがあります。

**(g) ドメインの変更** お客様は、MarkMonitor ポータルを介して、自動ドメインを変更することができます。当社が行うドメインの変更は、お客様の注文書に記載されているドメイン変更に対する標準手数料の対象となります。

**(h) 登録又は更新のための情報** お客様は、gTLD 用の当社のドメインサービスを使用するためには、次の情報を提供し、それを常に最新の状態に保つ必要があります：(i)お客様の氏名（登録が組織、法人又は協会用であれば、連絡先として認定された者の氏名も併記）、郵便住所、e メールアドレス、電話番号、及びファックス番号（もしあれば）（ドメイン名所有者の番号と異なる場合は、ドメイン名所有者の番号）、(ii) 登録するドメイン名、並びに、(iii) ドメイン名登録のための管理連絡窓口、技術連絡窓口及び請求連絡窓口の氏名、郵便番号、e メールアドレス、電話番号、及びファックス番号（もしあれば）。関連する連絡先情報の正確性に関する当社の問い合わせに対して 15 日以内にお客様から応答がなかった場合、ICANN の規則に従って、当社は、お客様のドメイン名の登録を取り消すことがあります。

**(i) ccTLD 登録** 最初の移管時に、お客様は、追加費用なしで、ネームサーバーを含む管理及び技術連絡窓口の変更をリクエストすることができます。当社が ccTLD の請求連絡窓口としての役割を果たすことが必要な場合があります。この場合、お客様の請求情報の修正が必要となることがあります。多くの ccTLD レジストリには自動登録のサービスがありません。特定の ccTLD リクエストの処理には、手作業による処理が含まれる可能性があり、作業の完了に遅れが生じることがあります。一部の ccTLD リクエストは完了するまでに数か月かかることがあります。

**(j) ローカルプレゼンスサービス** 当社は、当社のお客様が特定の ccTLD の資格を得るための支援としてローカルコンタクト、及び、適切と考えられる場合には、ローカルプレゼンスサービスを提供するために第三者と契約しています。場合によっては、ローカルプレゼンスサービスの利用には、ccTLD の WHOIS 記録に、ローカルエージェントがドメイン名の所有者である旨の表示が必要となることがあります。お客様から、ローカルプレゼンス又はコンタクトサービスの依頼があった場合、(i) 当社は、お客様の代理として第三者プロバイダーと契約し、(ii) 要求された ccTLD ドメイン名を必要に応じて第三者プロバイダーの名義で登録します。

**(k) WHOIS 情報** 当社は、当社が登録した全てのドメイン名について、公的にアクセス可能な、以下に挙げるデータベースを維持する必要があります：(i) ドメイン名、(ii) プライマリネームサーバとセカンダリネームサーバの名称、(iii) 最初の登録発生日、(iv) 登録期間満了日、(v) 所有者名と郵便住所、(vi) 技術連絡窓口及び管理連絡窓口の氏名、郵便住所、e メールアドレス、電話番号及びファックス番号、並びに (vii) ICANN 又はレジストリが随時要求するその他の情報。当社は、これらのデータベースレコード、並びにドメイン名の登録、更新、移管、削除、及びお客様によるサービスの使用に関する情報を保持します。

**(l) ドメインマスキング** お客様は、お客様の注文書に明記されている追加料金で、WHOIS データベースに提出され一般に公開された情報のマスキングを当社に要求することができます。マスクされたドメイ

ン名は、お客様の利益のために、当社が選定し委託する第三者によって保持されます。指定所有者は、マスクされた名前の全ての所有権を放棄し、また、必要に応じてマスクされた名前を移管又は譲渡します。お客様は、お客様の記録のために、指定所有者が署名した信託宣言の書類を要求することができます。

**(m) ドメインロックサービス** 当社は、2種類のカテゴリーのドメインロックサービスを提供しています。「ロック」という用語は、当社が提供できる追加のセキュリティレベルを指しています。**(i) スーパーロックダウン** お客様が特定したドメインは、合意された特定のセキュリティプロトコルに則らなければ、当社又はお客様であってもポータル内で編集することはできません。各ドメイン名は、最大可能年数（gTLD の場合、10年）で登録されます。セキュリティプロトコルは、（当社が具体的に合意した内容に基づき）次のいずれかから構成されます：

- パスフレーズ
- 1人又は複数人のあらかじめ定義されたエグゼクティブ連絡窓口へのコールバック
- お客様のレターヘッドつき書面による承認
- 二重管理（この場合、2人のあらかじめ定義された従業員連絡窓口が変更の承認を行う必要があります。）
- 上記プロトコル又はお客様の経営幹部により定義されたその他プロトコルとの組み合わせ

**(ii) プレミアムロックダウン** プレミアムロックダウンは、スーパーロックダウンの機能に加えて、レジストリレベルでのセキュリティを更に強化します。当社とレジストリの間のセキュリティプロトコルが完了し、同時に、当社とお客様との間のセキュリティプロトコルが完了しない限り、この特殊ステータス下のドメインの自動編集を行うことはできません。

当社がスーパーロックダウン及びプレミアムロックダウンのサービスを提供するには、まず、お客様が、ロックされたドメイン名への修正承認のための相互に受け入れ可能なプロトコルを当社に提供する必要があります。その上で、お客様のクライアントサービスマネージャーを介して、合意されたプロトコルが実行された後にのみ名前のロックが解除されるように要求する必要があります。

**(n) トレードマーク・クリアリングハウス (TMCH) サービス** 有効な権利の中央集権型データベースとして、トレードマーク・クリアリングハウス (TMCH) は、ICANN の新 gTLD プログラムをサポートしています。ブランドオーナーは、TMCH からの確認を受けた後、サンライズ期間中に商標をドメイン名として登録し、TMCH 登録期間中に完全に一致するドメイン名登録が行われる時期を知ることができます。当社は、登録番号、存続期間満了日、登録国など、必要な商標データを収集して提出するプロセスを簡素化しています。TMCH サービスには、商標データの収集、TMCH への商標データの提出、及び、商標データ並びに TMCH から受け取るサンライズコードの保持などが含まれます。TMCH サービスにはまた、TMCH への提出内容を簡単に閲覧、モニター、及び管理するための TMCH Manager へのアクセスも含まれます。

**(o) プレミアム DNS サービス** 当社は、プレミアム DNS（以下「PDNS」といいます。）サービスを、当社の第三者ライセンサーである Dynamic Network Services, Inc.（以下「Dyn」といいます。）を介して当社のお客様に提供します。このサービスによって、DNS ネームサーバーのインフラストラクチャの割り当てられた部分が DNS 照会に回答します。PDNS サービスは、「現状有姿」でかつ「提供可能な範囲」で DYN が単独で提供しています。また、お客様と当社の契約で相反する条項があったとしても、当社は、これらのサービスに関連して、お客様又はお客様の認定ユーザーに対する一切の責任を放棄します。これらのサービスに関連する当社の唯一の責任及びお客様の唯一かつ排他的な救済は、DYN が提供するサービスクレジットとなります。当社は、お客様に対し 30 日前に書面で通知することにより、Dyn と、Dyn のサービスと実質的に同じ DNS サービスを提供する能力を有すると当社が判断するその他の第三者プロバイダーとをいつでも置き換えることができる権利を留保します。

**(p) 個人データ（ドメインサービス）MarkMonitor** は、お客様に以下の情報を提供することに同意します。

- MarkMonitorが個人データを取り扱う明確な利用目的;
- 個人データの受領対象者又は受領対象者のカテゴリー（レジストリオペレータ、及びレジストリオペレータから個人データを受け取る他者を含みます。）;
- どのデータが必須であり、（該当する場合）どのデータが任意であるか;
- 登録ドメイン名所有者又はデータ主体が、自己に関して保持されているデータにアクセスし、必要な場合にはこれを修正する方法;
- （管理者としての）MarkMonitor、及び、該当する場合、欧州経済領域におけるレジストラの代表者の識別情報及び連絡先情報;
- 該当する場合、データ保護責任者の連絡先情報;
- 取扱のため、GDPR第6条(1)(f)に定めた特定の正当利益;

- viii. 個人データの受領者及び受領者のカテゴリー（もしあれば）；
- ix. 該当する場合、レジストラが個人データを第三国又は国際的組織に転送することを意図していること、及び欧州委員会による妥当性の決定の有無。GDPR第46条若しくは第47条、又はGDPR第49条(1)第2副段落で述べられる移転の場合においては、適切な保護措置及びそのコピーを入手する方法又は入手可能な場所についての言及；
- x. 個人データが保存される期間。それが指定できない場合には、その期間を定める基準；
- xi. データポータビリティの権利だけでなく、MarkMonitorに対し、登録ドメイン名所有者又はデータ主体に関して個人データへのアクセス、修正若しくは消去、又は取扱の制限を求める権利、又は当該取扱に反対する権利があること；
- xii. MarkMonitorがGDPR第6条(1)(a)及び第9条(2)(a)に従って取り扱う上で、登録ドメイン名所有者の同意に依拠しているかどうか；
- xiii. 登録ドメイン名所有者又はデータ主体が、関係する監督機関に苦情を申し立てる権利；
- xiv. 個人データの提供が、法定要件か、契約要求事項か、又は契約締結のために必要な条件か、及び、登録ドメイン名所有者に対して個人データの提供が義務付けられるか、並びにかかる個人データを提供しなかった場合に起こり得る結果；及び、
- xv. GDPR第22条(1)及び(4)で述べられているプロファイリングを含む自動化された意思決定の存在、及び、そのような場合には少なくとも、関係しているロジックについての重要な情報や、データ主体にとっての当該取扱の重要性及び想定される結果。

最終更新日 2019 年 3 月